

## コンプライアンス規程

制定 平成 21 年 2 月 27 日  
最終改正 令和 3 年 1 月 22 日

### (目的)

第 1 条 この規程は、株式会社湊町開発センターにおける経営理念、経営指針、行動指針及びスローガンに基づきコンプライアンスの取り組みに関する基本的事項を定め、これを適切に運用することによりコンプライアンスの徹底と社会的信用の向上を図ることを目的とする。

### (適用範囲)

第 2 条 この規程は、会社において会社業務に従事する全ての役員及び社員（契約社員・派遣社員等を含む、以下「社員等」という。）に対して適用する。

### (法令知識の習得)

第 3 条 社員等は、自らの職務を規律する法令について、正しい知識を習得するよう努めなければならない。

### (コンプライアンスの義務)

第 4 条 社員等は、自らの職務を規制している法令を誠実に遵守して職務を遂行しなければならない。  
2 社員等は、社会的良識に基づいて行動しなければならない。

### (行動の自己チェック)

第 5 条 社員等は、自らの考えや行動が法令と社会的良識に沿ったものであるかどうかを自ら常にチェックしなければならない。

### (禁止事項)

第 6 条 社員等は、次に掲げることをしてはならない。

- (1) 自ら法令等に違反する行為
- (2) 他の社員等に対し、法令等に違反する行為の指示、命令、教唆又は強要
- (3) 他の社員等に対し、法令等に違反する行為を行うことの許可、承認又は黙認
- (4) 他の社員等もしくはその他のものからの依頼、請負又は強要により法令等に違反する行為を行うことへの承諾

### (免責の制限)

第 7 条 社員等は、次に掲げることを理由として、自らが行った法令違反行為の責任を免れることはできない。

- (1) 法令について正しい知識がなかったこと

- (2) 法令に違反しようとする意思がなかったこと
- (3) 会社の利益を図る目的で行ったこと

(推進体制)

第8条 会社におけるコンプライアンスの取り組みに関する重要事項の決定は、経営会議が行う。

- 2 経営会議の直属の機関として、コンプライアンス委員会を設置する。
- 3 コンプライアンス委員会の目的、審議事項、委員会の構成、推進体制等は、別に定めるコンプライアンス委員会規程による。

(研修会)

第9条 会社は、次に掲げる目的のため、必要に応じ研修会を開催する。

- (1) コンプライアンスに対する関心を高めること
- (2) コンプライアンスに関する正しい知識を付与すること
- 2 受講を命令された社員等は、必ず受講しなければならない。

(相談窓口及び通報先)

第10条 会社は、コンプライアンスに関わる情報が迅速に伝わるようにするため、相談窓口を設置する。

- 2 相談窓口及び通報先は、別に定める内部通報規程による。

(内部通報)

第11条 社員等は、会社において法令違反行為が行われていることを知ったときは、直ちに次の事項を会社に報告しなければならない。

- (1) その行為の具体的内容
- (2) その行為を行っている者の氏名、所属、又は行為が行われている部名
- (3) その行為が行われていることを知った経緯
- (4) その他その行為に関すること

(通報の方法)

第12条 通報は、別に定める内部通報規程による。

附則 この規程は、平成21年3月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年1月22日から施行する。